

第2節 脳卒中医療及び心筋梗塞等の心血管疾患医療

本節は、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号。以下、本節において「基本法」という。）第11条第1項に基づく「埼玉県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画」として定めるものです。

1 目指すべき姿

「循環器病（*）の予防や正しい知識の普及啓発」及び「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」を図ることなどにより、個々の患者に対し急性期から回復期、生活期まで切れ目のない医療や患者支援体制を実現することにより、県民が循環器病の発症及び再発予防に努め、介護が必要な状態を防ぎ、豊かで健康的な生活を送ることができる社会を目指します。

*基本法では、「脳卒中、心臓病その他の循環器病」を循環器病として定義しています。循環器病には、脳卒中、一過性脳虚血発作、虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞）、心不全、不整脈、弁膜症、大動脈疾患（大動脈瘤、大動脈解離）、末梢血管疾患、肺血栓塞栓症、肺高血圧症、心筋症、先天性心・脳血管疾患、遺伝性疾患等、多岐にわたる疾患が含まれています。

(1) 全体目標

国の循環器病対策推進基本計画に基づき「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」及び「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」を図り、健康寿命（65歳に到達した人が要介護2以上になるまでの期間）の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少を目指します。

健康寿命

男	現状値	18.01	→	目標値	18.83
女	現状値	20.86	→	目標値	21.58
	令和3年（2021年）			令和11年（2029年）	

脳血管疾患の年齢調整死亡率

男	現状値	93.4	→	目標値	61.3
女	現状値	58.0	→	目標値	37.9
	令和3年（2021年）			令和11年（2029年）	

虚血性心疾患の年齢調整死亡率

男	現状値	101.9	→	目標値	71.7
女	現状値	45.6	→	目標値	28.2
	令和3年（2021年）			令和11年（2029年）	

医療機関、医療保険者、その他関係機関等が、適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ、一体となって取組を推進します。

推進するに当たっては、当事者である循環器病患者及びその家族を含めた関係者等の意見を把握し、取組に反映させていくよう努めます。

イ 他の疾患等に係る対策との連携

循環器病は合併症・併発症も多く、病態は多岐にわたるため、他の疾患等に係る対策と重なる部分があります。これに対しては、関連する施策と連携した取組を検討します。

ウ 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、循環器病患者の救急搬送や手術に制限が生じる等、循環器診療のひっ迫や受診控えが指摘されたことを踏まえ、感染症発生・まん延時や災害時等においても、循環器病患者に対する医療が適切に確保できるような医療提供体制を構築していく必要があります。

3 指標

(1) 救急要請（覚知）から救急医療機関への搬送までに要した時間

現状値	47.4分	→	目標値	39.4分
	(令和3年(2021年))			(令和11年(2029年))

(2) 在宅等生活の場に復帰した脳血管疾患患者の割合

現状値	59.20%	→	目標値	62.16%
	(令和2年(2020年))			(令和11年(2029年))

(3) 在宅等生活の場に復帰した虚血性心疾患患者の割合

現状値	91.50%	→	目標値	93.0%
	(令和2年(2020年))			(令和11年(2029年))